

参加
無料

経営者・人事担当者向けセミナー

使用者側弁護士が教える

未払い残業代請求 対応のポイント

下記に該当する場合、残業代制度の再検討をお勧めします。

- 退職をした従業員から未払い残業代に関する請求を受けたことがある
- 休憩時間と労働時間の区別など、就業時間の管理が曖昧になっている
- 管理職というだけで、残業代を支払っていない
- 従業員が業務を持ち帰っている可能性があり、労働時間を管理しきれていない

第1回

労働時間管理 編

未払い賃金の発生を予防するために
実施すべき労働時間管理とは？

第2回

管理監督者 編

管理監督者の定義とは？
管理監督者該当性の判断と注意点

第3回

固定残業代 編

固定残業代制度の基礎知識
導入メリットと確認すべきポイント

9月 27日(火)

9月 29日(木)

10月 25日(火)

10月 27日(木)

11月 29日(火)

12月 1日(木)

開催
時間

全回 13:30～14:30

開催
方法

オンライン(PC・スマホで参加)
※視聴方法は追ってご連絡いたします

弁護士法人西村綜合法律事務所

東京事務所(第二東京弁護士会) 〒102-0083
東京都千代田区麹町3丁目2-4 麹町HFビル8階
FAX: 03-3237-3516

岡山事務所(岡山弁護士会) 〒700-0818
岡山市北区蕃山町3番7号 両備蕃山町ビル5階
FAX: 086-201-1817

講座内容

当事務所では企業向けセミナーを定期開催しております。今回は「未払い残業代対応」についてフォーカスし、残業代問題の発生要因となるポイントについて全3回のシリーズ形式にて解説いたします。

▶▶ 第1回 労働時間管理

未払い残業代が発生してしまう労働時間管理の具体例と状況を放置することのリスク
発生を防ぐための労働時間管理の対応方法と企業が実践すべき対策のポイント

▶▶ 第2回 管理監督者

管理監督者の定義と裁判例による管理監督者該当性、管理職との位置づけの違い
管理監督者の設置に伴う就業規則の定め方と経営者・人事担当者が把握すべきポイント

▶▶ 第3回 固定残業代

固定残業代制度の導入を検討する際に確認すべきメリット・デメリット
制度変更を行う際に発生しやすい問題と、問題を起こさないために必要な対応策

講師紹介

特別顧問



■経歴

東京大学法学部卒業
第二東京弁護士会登録
岡山弁護士会登録
元日弁連立法対策委員会委員
元日弁連情報問題対策委員会委員

■来歴

東京都内の法律事務所での勤務を経て、東京麹町、岡山等に事務所を開設。使用者側の労働問題に力を入れており、数多くの企業の労働問題を解決してきた。2022年2月時点で累計100社以上の顧問対応実績がある

弁護士法人
西村総合法律事務所
代表弁護士 西村啓聡

■現職

・金融庁 総務企画局 参事(法令等遵守調査室顧問)
・株式会社日本取引所グループ 社外取締役
・農林中央金庫 経営管理委員
・日本銀行コンプライアンス会議メンバー

■歴任

・第二東京弁護士会会長
・日本弁護士連合会副会長
・金融庁顧問・金融問題タスクフォースメンバー
・知的財産戦略本部 本部長
・知的財産戦略本部 コンテンツ・
日本ブランド専門調査会 会長
・ニッポン放送社外取締役、あおぞら銀行社外監査役
・野村ホールディングス株式会社 社外取締役



日比谷パーク法律事務所
代表弁護士
久保利英明

セミナー参加特典

WEBでのお申込み

残業代請求 リスク診断シミュレーション

下記QRコードからもお申込みいただけます

現在の就業規則等の関係書類を確認させていただき、
現状で従業員から残業代請求を受けた場合に、請求される
可能性のある費用について算出いたします。

現状を把握することによって、
改善すべき事項の洗い出し・ご提案を行います。



参加ご希望の方は上記のQRコードもしくは下記の枠内をご記入の上FAXにてご返送下さい

FAX 東京事務所:03-3237-3516 岡山事務所:086-201-1817

貴社名	役職・ご芳名	
メールアドレス	@	
ご連絡先	【TEL】	【FAX】
ご住所		
参加特典	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない

ご希望の日程に☑を入れてください

参加希望
日程記入欄

第1回	2022年 <input type="checkbox"/> 9月27日 (火)	<input type="checkbox"/> 9月29日 (木)
第2回	2022年 <input type="checkbox"/> 10月25日 (火)	<input type="checkbox"/> 10月27日 (木)
第3回	2022年 <input type="checkbox"/> 11月29日 (火)	<input type="checkbox"/> 12月 1日 (木)